

産業廃棄物処理施設に係る環境調査要領

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱第 8 条に規定する環境影響調査は、許可に係る処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき実施させ、許可に係る処理施設以外の産業廃棄物処理施設を設置する場合は、同指針に準じて実施させるものとする。